

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第95号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年12月7日 16時43分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美大島西方沖 鹿児島県奄美市所在の笠利埼灯台から真方位283° 167海里付近 （概位 北緯29° 07′ 東経126° 35′）
事故等調査の経過	平成24年12月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八海漁丸、18.71トン
船舶番号、船舶所有者等	KM2-3535（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、奄美大島西方沖において漁場移動中、平成24年12月7日16時43分ごろ浮流していたロープが推進器に絡まって航行不能となった。 本船は、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇の潜水士により絡索が除去されたのち、自力で奄美市名瀬港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、奄美大島西方沖で漁場移動中、浮流していたロープが推進器に絡まったことから、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が奄美大島西方沖で漁場移動中、浮流していたロープが推進器に絡まったため、発生したものと考えられる。